

オアシスの森づくり

使用貸借による樹林地等の
保全と活用をめざして

本市では、都市計画決定した公園・緑地内において、公園整備事業に着手するまでの間、土地所有者の方々のご協力を得て、民有樹林地をお借りし、その土地を使用させていただきながら、樹林地等の保護、育成を行い、魅力ある森を市民の憩いの場として提供することを目指しております。

土地所有者の方々との話し合いを進め、ご協力を得ることを考えております。以下に制度の概要を掲げましたので、皆様のご理解、ご協力を得られますようお願いいたします。

オアシスの森づくり

～使用貸借による樹林地等の保全と活用をめざして～

1. 対象区域の設定について

「オアシスの森」は、都市計画公園・緑地の区域内の樹林地等によって形成されているまとまりのある土地の中で、散策路や眺望点等の整備により、市民利用にふさわしいと認められる一定の区域を対象区域として設定します。

2. 「オアシスの森づくり」について

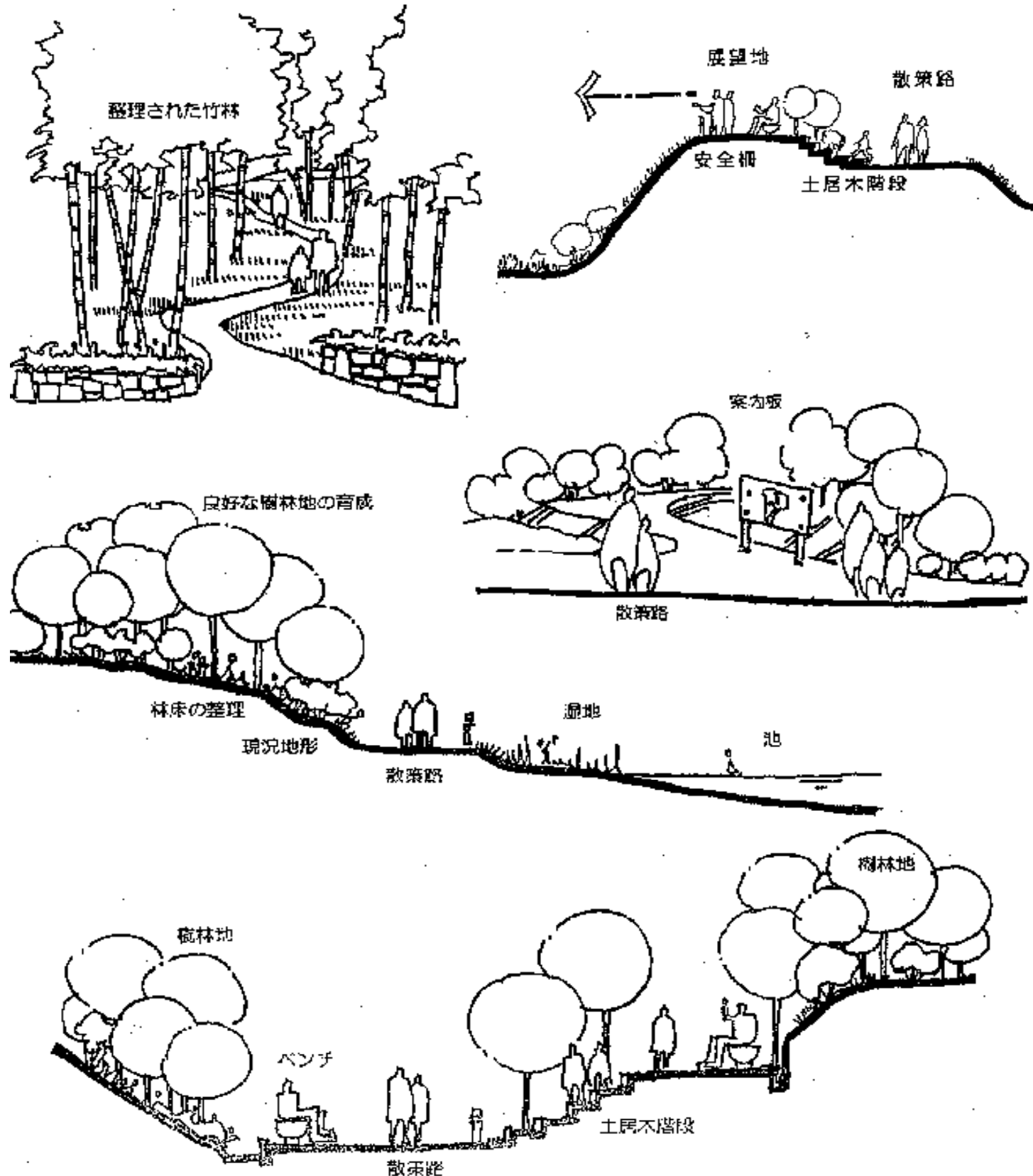
土地所有者の方々から使用貸借していただける土地と、市有地等を含めた一定の区域を「オアシスの森」として指定します。

「オアシスの森」として指定した区域を市民が利用できるよう、整備を行います。樹木等の植生や景観を損なわないよう散策路、ベンチ、道標等の必要最小限の施設や、この区域内は「オアシスの森」であることを表示した標識を設置します。

市は、「オアシスの森」として市民の利用に必要な樹林地や施設等の維持管理を行います。

3. 土地使用貸借と税について

「オアシスの森」として使用できる土地を確保するために、対象区域内の土地の所有者の方々から土地の使用貸借契約（土地を無償でお借りし、使用させていただく契約）を締結します。土地使用貸借の原則は以下のとおりです。



1) 土地の使用貸借期間は5年とします。契約期間の満了後はさらに5年間同一条件で契約更新できるものとして、以降も同様となります。

2) 使用貸借契約が締結され、「オアシスの森」として利用される場合には、該当する土地に対する固定資産税と都市計画税が課税されません。

4. 土地所有者の方々との協議や契約の解除について

1) 権利設定や所有権の移転の場合
使用貸借契約を締結した土地の所有者の方々から、その土地に所有権以外の権利を設定したり、土地の所有権を移転しようとする場合は、市と協議していただきます。

2) 使用貸借契約の解除
使用貸借の期間内であっても、次の事項に該当するときは、その土地の使用貸借契約を解除できます。

- ・都市計画公園事業に着手するとき。
- ・土地の所有者との協議により、やむを得ない理由があると認められるとき。

※不明な点、わかりにくい点がございましたら、下記までお問い合わせください。

名古屋市緑政土木局
緑地部緑地事業課
電話052-972-2493